

第81回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号
TDビル10階



写真：埼玉事業所

目次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
▶ 第1号議案 剰余金の処分の件	
▶ 第2号議案 取締役12名選任の件	
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

受付開始時刻を例年より30分繰り下げておりますのでご注意ください。



東亜ディーケーケー 株式会社

証券コード：6848

証券コード 6848

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株主の皆様へ

東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

東亜ディーケーケー株式会社

代表取締役社長 高橋 俊夫

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に「第81回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト https://www.toadkk.co.jp/ir/general_meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも
掲載していますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社
情報サービス）にアクセスして、銘柄名「東亜ディーケーケー」または証券コード「6848」（半
角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいよう
お願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



**当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を事前行使することが
できますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くだ
さいまして、3 ページの「議決権行使についてのご案内」に従い、2025 年 6 月 25 日（水曜日）
午後 5 時 15 分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号 TDビル 10階
3. 目的事項
報告事項 1. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件

以上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ご用意できる席数には限りがございます。やむを得ず入場制限を行う場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意ください。（お身体の不自由な方の同伴は除きます。）また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - ・電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載していません。従って、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号
TDビル10階

株主総会にご出席されない場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにおいて、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

なお、スマートフォン等をご利用の場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使コード・パスワードをご入力することなく簡便に議決権を行使できます。

行使
期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時15分入力完了分まで

詳細は次ページをご参照ください。

ご注意事項

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の**議決権行使書用紙右下に記載のQRコード**をスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、**議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。**

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

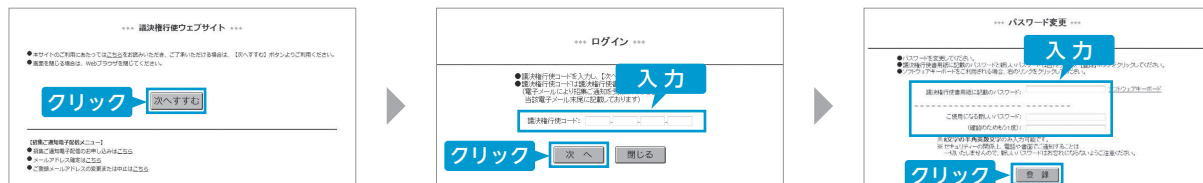


2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取るアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが上記2に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ 0120-768-524

(年末年始を除く 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当性向30%以上を目安に株主の皆様に適正かつ安定的な累進配当を継続することを基本方針としています。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金22円 総額 435,138,088円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役12名選任の件

当社の取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役12名の選任をお願いいたします。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務める役員人事・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会で決定しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	
1	高島 一幸	専務取締役 営業統括、国内営業本部長、HACH担当	再 任
2	中島 信寿	常務取締役 生産本部長、関係会社生産担当、埼玉事業所 長、DX推進プロジェクト室担当	再 任
3	小坂 徹	取締役 管理本部長、関係会社管理担当、コンプライア ンス管理責任者、情報管理責任者	再 任
4	荒川 智	取締役 開発技術本部長、生化学技術担当	再 任
5	西澤 隆志	取締役 開発技術本部副本部長兼開発1部長、知的財産 権担当	再 任
6	山岸 裕司	執行役員 海外営業本部長	新 任
7	工藤 肇	執行役員 生産本部副本部長兼生産技術部長	新 任
8	山守 康夫	取締役会長	再 任
9	丸 貞克	取締役	再 任
10	トム・マクファーレン (Tom MacFarlane)	取締役	再 任
11	吾妻 望	社外取締役	再 任 社外取締役 独立役員
12	五十嵐 仁一	社外取締役	再 任 社外取締役 独立役員



生年月日

1965年7月25日

所有する当社株式の数
23,276株

1 高島 一幸

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2021年4月	当社HACH担当（現任）
2018年4月	当社国内営業本部HACH営業部長	2021年6月	当社取締役、開発技術本部長
2019年4月	当社国内営業本部副本部長	2023年6月	当社常務取締役
2019年6月	当社執行役員	2024年4月	当社国内営業本部長（現任）
		2024年6月	当社専務取締役（現任）、 営業統括（現任）

● 取締役候補者とした理由

高島一幸氏は、営業部門及び開発部門の責任者を務め豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は専務取締役として当社グループの経営に高い手腕を発揮していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすとともに、当社事業を牽引し持続的な発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1956年9月28日

所有する当社株式の数
22,629株

2 中島 信寿

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）入社	2013年6月	当社執行役員、営業推進部長
2001年7月	同社中央火力事業所計画部保修計画グループマネージャー	2016年7月	当社営業推進本部長
2005年7月	同社川崎火力建設所次長	2017年6月	当社取締役、営業統括
2007年7月	同社富津火力建設所次長	2019年4月	当社生産本部長（現任）、 関係会社生産担当（現任）、 狭山テクニカルセンター（現 埼玉事業所）長（現任）、 東京エンジニアリングセンター長
2011年4月	同社西火力事業所横須賀火力発電所副所長	2022年4月	当社DX推進プロジェクト室担当 （現任）
		2023年6月	当社常務取締役（現任）

● 取締役候補者とした理由

中島信寿氏は、営業部門及び生産部門の責任者を務め豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は常務取締役として当社グループの経営に高い手腕を発揮していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1963年3月7日

所有する当社株式の数

12,232株

3 小坂 徹

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社

2014年7月 当社管理本部企画総務部専任部長

2015年7月 当社国内営業本部東京第1営業部長

2018年4月 当社国内営業本部関東・中部営業部長

2020年4月 当社執行役員、
国内営業本部副本部長兼東日本
営業部長

2022年4月 当社管理本部副本部長

2022年6月 当社取締役（現任）、
管理本部長（現任）、
関係会社管理担当（現任）、
コンプライアンス管理責任者（現任）、
情報管理責任者（現任）

● 取締役候補者とした理由

小坂徹氏は、管理部門及び営業部門における長年の経験を通じ、経営企画全般と営業戦略・マーケティングに関する豊富な見識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1965年10月27日

所有する当社株式の数

4,937株

4 荒川 智

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 電気化学計器株式会社入社

2019年4月 当社生産本部生化学事業室長

2022年4月 当社執行役員

2024年4月 当社開発技術本部長（現任）兼
生化学技術部長

2024年6月 当社取締役（現任）

2025年4月 当社生化学技術担当（現任）

● 取締役候補者とした理由

荒川智氏は、開発部門における長年の経験を通じ、製品開発に関する豊富な経験と専門知識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1963年4月20日

所有する当社株式の数

24,132株

5 にし ざわ 西澤 たか し 隆志

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 電気化学計器株式会社入社

2016年6月 当社開発技術本部水質技術部長

2020年4月 当社執行役員

2023年4月 当社開発技術本部副本部長（現任）

2023年6月 当社取締役（現任）、
知的財産権担当（現任）

2025年4月 当社開発技術本部開発1部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

西澤隆志氏は、開発部門における長年の経験を通じ、製品開発に関する豊富な経験と専門知識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1963年2月15日

所有する当社株式の数

10,855株

6 やま ぎし 山岸 ゆう じ 裕司

新 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年9月 電気化学計器株式会社入社

2015年10月 当社海外営業本部海外第1営業部長

2019年4月 当社海外営業本部長（現任）

2019年6月 当社執行役員（現任）

● 取締役候補者とした理由

山岸裕司氏は、海外営業部門における長年の経験を通じ、海外市場に関する豊富な見識を有していることから、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1965年12月27日

所有する当社株式の数

5,255株

7 工藤 肇

新任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	日本電気株式会社入社	2019年4月	当社開発技術本部設計部長
2002年11月	NECエレクトロニクス株式会社 (現 ルネサスエレクトロニクス株式会社) 転籍	2022年4月	当社執行役員 (現任)
2014年3月	当社入社	2023年4月	当社生産本部副本部長 (現任)
		2024年4月	当社生産本部生産技術部長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

工藤肇氏は、開発部門及び生産部門での経験を通じ、設計・生産技術に関する幅広い見識を有していることから、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。



生年月日

1947年2月5日

所有する当社株式の数

48,000株

8 山守 康夫

再任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年10月	三菱商事株式会社入社	2006年6月	当社取締役
1984年11月	米国三菱商事 米国プロジェクト調整局センター副センター長	2009年6月	当社取締役相談役、経営顧問
1989年9月	Anatel社長	2010年5月	当社市場開発担当
2001年11月	ダナハーコーポレーション VP	2011年6月	当社取締役会長 (現任)
		2017年1月	ダナハーコーポレーション シニアアドバイザー

● 取締役候補者とした理由

山守康夫氏は、当社の業務及び資本提携先であるハック・カンパニーの親会社であったダナハーコーポレーションにおいて要職に従事し、豊富な海外経験と高い見識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日
1954年11月28日

所有する当社株式の数
0株

9 丸 貞克

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社日科機（現 ベックマン・コールター株式会社）入社	1996年8月	ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社バスキュラーサージェリー営業部長
1985年4月	同社営業マネージャー	2001年1月	同社バスキュラー事業部長
1993年10月	ロシュ・ダイアグノスティック株式会社ヘマトロジービジネスユニットマネージャー	2007年6月	ラジオメーター株式会社副社長
1995年10月	同社クリニカルケミストリーマーケティング部長	2008年6月	同社代表取締役社長
		2016年10月	ダナハー・ジャパンボード副会長
		2017年6月	当社取締役（現任）
		2021年1月	ラジオメーター株式会社会長

● 取締役候補者とした理由

丸貞克氏は、当社の業務及び資本提携先であるハック・カンパニーの親会社であったダナハーコーポレーションの診断事業の一員であるラジオメーター株式会社の代表取締役社長を務め、経営及び医療関連機器事業に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日
1975年3月26日

所有する当社株式の数
0株

10 トム・マクファーレン (Tom MacFarlane)

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年1月	National Surgical Corporation（豪州）入社	2018年7月	ラジオメーター・メディカルApS社東南アジア太平洋地域セールスディレクター
2007年1月	Ev3 Inc.（米国） （現 Medtronic Plc.（アイルランド））入社	2020年1月	同社米国シニアGM
2008年11月	Applied Medical Resources Corporation（米国）入社	2023年8月	ベラルトコーポレーション水質プラットフォーム（アジア太平洋地域）VP/GM
2011年10月	LifeHealthcare Group Limited（豪州）入社	2024年6月	当社取締役（現任）

● 取締役候補者とした理由

トム・マクファーレン氏は、当社の業務及び資本提携先であるハック・カンパニーの親会社であるベラルトコーポレーションの水質事業のアジア太平洋地域における責任者を務め、当社の主力製品である水質分析機器事業に関するグローバルな見識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



生年月日
1959年12月25日

所有する当社株式の数
0株

あ づま 望
11 吾妻 望

再 任
社外取締役
独立役員

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	弁護士登録 坂野・瀬尾・浜田法律事務所 (現 東京八丁堀法律事務所) 入所	2010年9月	早稲田大学法学学院客員教授 (現任)
1996年4月	東京八丁堀法律事務所パートナー 弁護士 (現任)	2013年5月	株式会社レナウン社外監査役
2003年1月	最高裁判所司法研修所教官 (民事弁護)	2021年4月	東日本信用漁業協同組合連合会 監事 (現任)
		2021年6月	当社社外取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吾妻望氏は、弁護士及び法科大学院の客員教授として高い専門性と豊富な経験を有していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏には、企業法務を中心とした高い専門性と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しています。



生年月日
1958年1月28日

所有する当社株式の数
0株

い が ら し 仁一
12 五十嵐 仁一

再 任
社外取締役
独立役員

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	日本石油株式会社 (合併により 社名変更) 入社	2014年6月	同社常務執行役員
2006年7月	同社研究開発本部中央技術研究 所潤滑油研究所長兼潤滑油事業 本部潤滑油総括部副部長	2016年4月	JXエネルギー株式会社 (現 ENEOS株式会社) 取締役常務 執行役員、社会環境安全部・品 質保証部・中央技術研究所管掌
2012年7月	JX日鉱日石エネルギー株式会 社 (合併により社名変更) 執行 役員、研究開発本部中央技術研 究所長	2019年4月	JXリサーチ株式会社 (現 ENEOS総研株式会社) 代表取 締役社長
		2022年4月	同社顧問
		2022年6月	当社社外取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十嵐仁一氏は、JXリサーチ株式会社代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏には、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しています。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、2025年4月1日現在の情報を記載しています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 略歴中に記載がある電気化学計器株式会社は、2000年10月1日に当社と合併しています。
 4. 吾妻望、五十嵐仁一の両氏は、社外取締役候補者です。
 5. 吾妻望、五十嵐仁一の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、吾妻望氏は4年、五十嵐仁一氏は3年となります。
 6. 当社は、定款に基づき、丸貞克、トム・マクファーレン、吾妻望、五十嵐仁一の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
 7. 当社は、吾妻望、五十嵐仁一の両氏を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出しています。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 8. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに連結子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しています。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補填されないなどの一定の免責事由があります。
- 候補者全員は当該保険契約の被保険者となります。また、2025年11月の更改時においても同内容での更改を予定しています。

以 上

(ご参考) 取締役候補者の主な専門性と経験 (スキル・マトリックス)

氏名	企業経営	営業・ マーケティング	製造・ 技術・開発	グローバル	財務・会計	法務・ リスク管理
高 島 一 幸	○	○	○			
中 島 信 寿	○	○	○			
小 坂 徹	○	○			○	○
荒 川 智	○		○			
西 澤 隆 志	○		○			
山 岸 裕 司	○	○		○		
工 藤 肇	○		○			
山 守 康 夫	○		○	○		
丸 貞 克	○	○		○		
トム・マクファーレン	○	○		○	○	
吾 妻 望						○
五十嵐 仁 一	○		○			

(注) 上記に掲げたスキルは、各人が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

(ご参考) 当社取締役が備えるべきスキルとその選定理由

スキル	選定理由
企業経営	計測機器事業を巡る事業環境が大きく変化する中、持続的な企業価値向上を実現するには、経営者として事業全般を把握し経営・マネジメントの経験を有する取締役が必要なため。
営業・ マーケティング	新市場開拓を実現し収益基盤を強化するには、営業戦略・マーケティングに関する豊富な経験と高い見識を有する取締役が必要なため。
製造・ 技術・開発	優れた製品・サービスの提供や、先進技術を取り入れた技術開発を進めるには、製造・技術・開発に関する豊富な経験と高い見識を有する取締役が必要なため。
グローバル	成長分野である中国・アジアをはじめとする海外市場での成長戦略を策定・実行するには、海外での事業マネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有する取締役が必要なため。
財務・会計	正確な財務報告と収益基盤の強化を行い、持続的な企業価値向上への成長投資を推進するには、財務・会計に関する確かな知識と経験を有する取締役が必要なため。
法務・ リスク管理	法務・リスク管理体制の確立は持続的な企業価値向上への基盤であり、取締役会の経営監督機能向上のためにも、企業法務・リスク管理に関する確かな知識と経験を有する取締役が必要のため。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

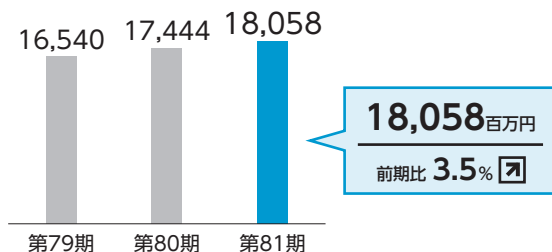
当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな景気回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰、海外景気の下振れリスク等の影響により先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画の最終年度を迎え、製品開発を含む市場別重点施策を進めるとともに、経営基盤の強化に向けた積極的な投資を着実に実行しました。国内では、半導体設備やエネルギー関連を中心とした旺盛な設備投資需要の獲得に注力しました。海外では、主要市場（中国・韓国・台湾）及び重点市場（東南アジア・インド）での販売強化、国家認証の取得などにも継続的に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は18,058百万円（前期比3.5%増）となり、過去最高を記録しました。利益面では、労務費や新生産棟への集約に伴う移転、海外認証試験などにより売上原価が増加し、さらに人件費や研究開発費の増加により販売費及び一般管理費も増加したことで、営業利益は1,338百万円（前期比24.3%減）、経常利益は1,474百万円（前期比20.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,113百万円（前期比13.8%減）となりました。

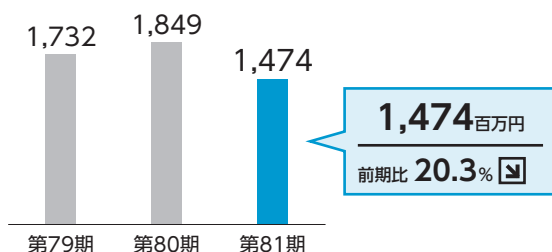
売上高

(単位：百万円)



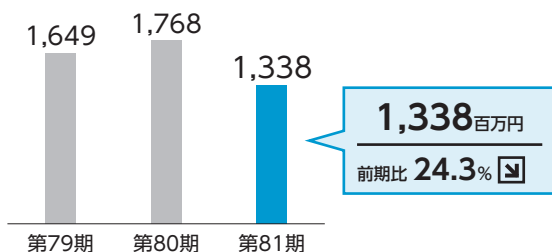
経常利益

(単位：百万円)



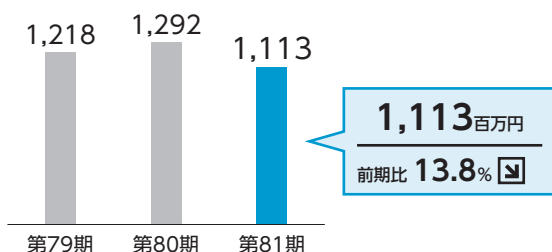
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

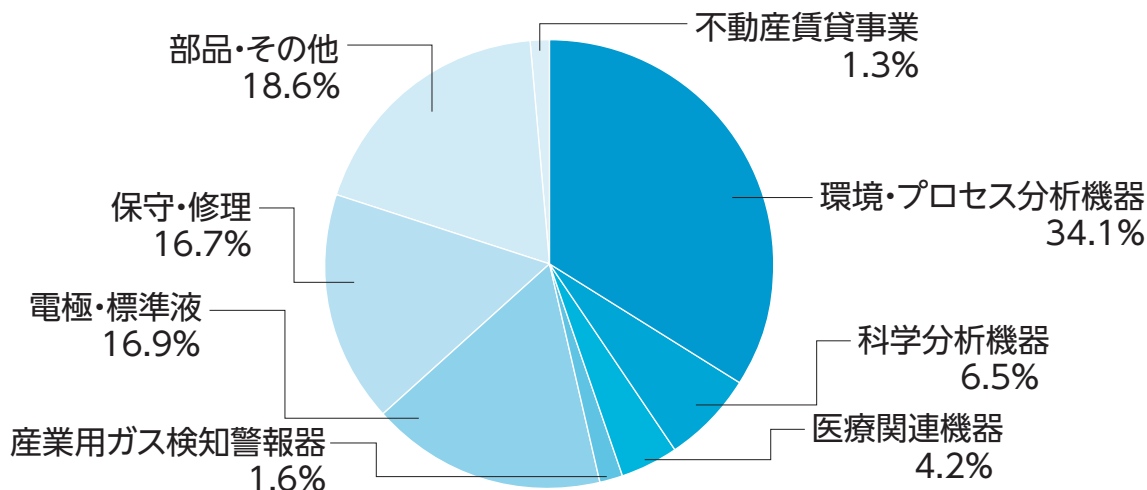


分野別売上高の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分		前連結会計年度（第80期） 2023年4月1日から 2024年3月31日まで		当連結会計年度（第81期） 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		前 期 比 増 減 率(%)
		売 上 高	構成比 (%)	売 上 高	構成比 (%)	
	環境・プロセス分析機器	6,194	35.5	6,158	34.1	△0.6
	科 学 分 析 機 器	1,137	6.5	1,181	6.5	3.9
	医 療 関 連 機 器	891	5.1	759	4.2	△14.8
	産業用ガス検知警報器	350	2.0	289	1.6	△17.3
	電 極 ・ 標 準 液	2,747	15.7	3,053	16.9	11.1
	保 守 ・ 修 理	2,890	16.6	3,013	16.7	4.3
	部 品 ・ そ の 他	2,990	17.1	3,360	18.6	12.4
計 測 機 器 事 業		17,201	98.6	17,816	98.7	3.6
不 動 産 賃 貸 事 業		243	1.4	242	1.3	△0.3
合 計		17,444	100.0	18,058	100.0	3.5

■ 売上高構成比



<計測機器事業>

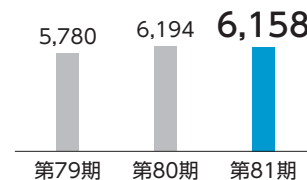
当事業の売上高は17,816百万円（前期比3.6%増）、受注高は17,435百万円（前期比4.2%増）となりました。

① 環境・プロセス分析機器

この分野は、基本プロセス計測器、環境用大気測定装置、煙道排ガス用分析計、ボイラー水用分析装置、上下水道用分析計、環境用水質分析計、石油用分析計等です。

国内においては、特に半導体関連の旺盛な設備投資需要を確実に取り込んだ結果、国内売上高は増加しました。一方海外では、台湾の半導体関連及び韓国の上水関連の販売が好調も、中国の景気減速の影響が大きく、海外売上高は減少しました。これらの結果、当分野の売上高は前期比0.6%の減少となりました。

■ 売上高(単位：百万円)



② 科学分析機器

この分野は、ラボ用分析機器、ポータブル分析計等です。
前期の大型案件の反動があったものの、ポータブル分析計の販売が堅調に推移し、当分野の売上高は前期比3.9%の増加となりました。

③ 医療関連機器

この分野は、粉末型透析用剤溶解装置等です。
主要製品である粉末型透析用剤溶解装置の販売が減少し、当分野の売上高は前期比14.8%の減少となりました。

④ 産業用ガス検知警報器

この分野は、バイオニクス機器株式会社が製造・販売する産業用ガス検知警報器です。
前期の大型案件の反動で国内販売が減少し、当分野の売上高は前期比17.3%の減少となりました。

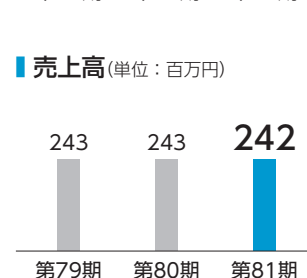
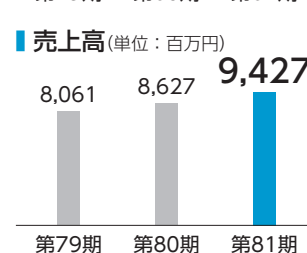
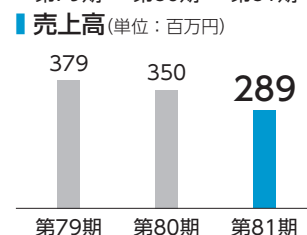
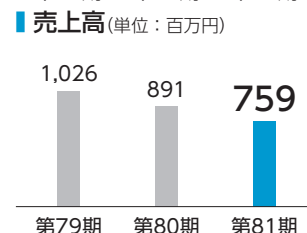
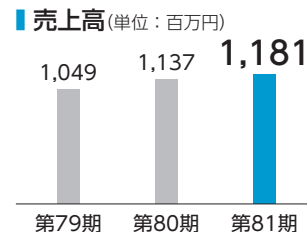
⑤ 電極・標準液 ⑥ 保守・修理 ⑦ 部品・その他

これらの分野は、前記① 環境・プロセス分析機器、② 科学分析機器 ③ 医療関連機器の分野における全製品群の補用品類、現地調整・定期点検及び修理、補用パーツ等に該当するものです。

これらアフタービジネス分野につきましては、電極等の消耗品や交換部品の販売が好調に推移し、売上高は前期比9.3%の増加となりました。

<不動産賃貸事業>

東京都新宿区の本社に隣接の賃貸ビル1棟ほかを所有し、不動産賃貸事業を行っています。当事業の売上高は242百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,535百万円で、主なものは、埼玉事業所内狭山インテグレーションセンター建設、生産・研究開発設備の更新です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2030年度以降に売上高250億円以上を達成すべく、バックキャストイングで新たな中期経営計画（2025～2027年度）を策定しました。以下の5つの重点戦略に取り組み、「電気化学センサ技術を用いて『環境』に貢献する企業」として持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

<新中期経営計画の概要>

- ① 全社戦略：新たなビジネス創造と売上高200億円に挑戦
- ② 国内事業戦略：お客様から常に必要とされ続けるソリューション企業になる
- ③ 海外事業戦略：当社ブランドをより多くの国に浸透させる
- ④ 社会課題解決への挑戦
- ⑤ サステナビリティの更なる深化

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期 2021年度	第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 (当連結会計年度) 2024年度
売 上 高 (百万円)	16,424	16,540	17,444	18,058
経 常 利 益 (百万円)	1,968	1,732	1,849	1,474
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,347	1,218	1,292	1,113
1 株当たり当期純利益 (円)	67.92	61.49	65.53	56.36
総 資 産 (百万円)	25,400	26,717	29,043	28,653
純 資 産 (百万円)	19,123	20,085	22,369	21,919

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
山形東亜D K K 株式会社	10	100	計測機器、電極の製造
岩手東亜D K K 株式会社	10	100	計測機器、電極の製造
バイオニクス機器株式会社	42	100	計測機器の製造・販売、保守・サービス
東亜D K K サービス株式会社	50	100	計測機器の保守・サービス、販売

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

計測機器事業	環境・プロセス分析機器 基本プロセス計測器（pH・ORP計、電気伝導率計、溶存酸素計、電磁濃度計、ガスクロマトグラフ）、環境用大気測定装置、煙道排ガス用分析計、ボイラー水用分析装置、上下水道用分析計、環境用水質分析計、石油用分析計
	科学分析機器 ラボ用分析機器・ポータブル分析計（pH・ORPメータ、電気伝導率計、イオンメータ、溶存酸素計、水質・塩分計、吸光光度計）、分離分析計、LAシステム
	医療関連機器 透析関連装置、臨床用検査機器
	産業用ガス検知警報器 定置式ガス検知器、本質安全防爆ガス検知器、可搬型ガス検知器
	電極・標準液、保守・修理、部品・その他
不 動 産 賃 貸 事 業	

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区
埼玉事業所 開発研究センター 医療関連機器生産棟 狭山インテグレーションセンター	埼玉県狭山市
東京エンジニアリングセンター	東京都東大和市
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
千葉営業所	千葉県市原市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
西日本営業部	大阪府大阪市
広島営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
九州営業所	福岡県北九州市

② 子会社

名 称	所 在 地
山形東亜ＤＫＫ株式会社	山形県新庄市
岩手東亜ＤＫＫ株式会社	岩手県遠野市
バイオニクス機器株式会社	東京都東大和市
東亜ＤＫＫサービス株式会社	東京都東大和市

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
男 性	425名	15名増
女 性	171名	2名減
合 計	596名	13名増

（注）従業員数は、就業人員数であり、執行役員、再雇用社員、臨時従業員は除いています。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
明治安田生命保険相互会社	368百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,880,620株 |
| (3) 株主数 | 5,244名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ハック・カンパニー	6,659	33.67
株式会社UH5	1,329	6.72
明治安田生命保険相互会社	1,050	5.31
NHGGP JAPAN OPPORTUNITIES FUND, L.P.	971	4.91
株式会社UH Partners 2	680	3.44
山下 直	661	3.34
株式会社みずほ銀行	462	2.34
株式会社三菱UFJ銀行	419	2.12
損害保険ジャパン株式会社	312	1.58
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. A/C FOR MR MITSUTOKI SHIGETA	264	1.33

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しています。

2. 持株比率は自己株式（101,616株）を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員等に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

当事業年度においては、取締役（社外取締役を除く）7名に対して30,525株及び、執行役員9名に対して11,430株交付しました。なお、社外取締役及び監査役については該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 俊 夫	
取 締 役 会 長	山 守 康 夫	
取締役副社長	東海林 正 男	社長補佐、品質保証担当
専 務 取 締 役	高 島 一 幸	営業統括、国内営業本部長、HACH担当
常 務 取 締 役	中 島 信 寿	生産本部長、関係会社生産担当、埼玉事業所長、DX推進プロジェクト室担当
取 締 役	小 坂 徹	管理本部長、関係会社管理担当、コンプライアンス管理責任者、情報管理責任者
取 締 役	荒 川 智	開発技術本部長兼生化学技術部長
取 締 役	西 澤 隆 志	開発技術本部副本部長兼水質技術部長、知的財産権担当
取 締 役	丸 貞 克	
取 締 役	トム・マクファーレン	
取 締 役	吾 妻 望	東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士、早稲田大学法学学術院客員教授、東日本信用漁業協同組合連合会監事
取 締 役	五十嵐 仁 一	
常 勤 監 査 役	井 上 賢 治	
常 勤 監 査 役	代 見 敬一郎	
監 査 役	渡 部 博	公認会計士渡部博事務所所長
監 査 役	宇佐美 真	

- (注) 1. 取締役吾妻望、取締役五十嵐仁一の両氏は、社外取締役です。当社は、両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
2. 常勤監査役井上賢治、監査役渡部博、監査役宇佐美真の3氏は、社外監査役です。当社は、3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。

3. 常勤監査役井上賢治氏は、明治安田生命保険相互会社の営業部門及び管理部門の責任者を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 監査役渡部博氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 監査役宇佐美真氏は、明治安田ライフプランセンター株式会社の代表取締役社長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 取締役トム・マクファーレン氏は、2025年2月28日付でベラルトコーポレーション水質プラットフォーム（アジア太平洋地域）のVP/GMを退任しました。
7. 2024年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、谷山進氏は、任期満了により取締役を退任しました。
8. 2024年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、魚次泰介、米澤廣行の両氏は、任期満了により監査役を退任しました。
9. 2025年4月1日付で、取締役の担当及び重要な兼職の状況を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	荒 川 智	開発技術本部長、生化学技術担当
取 締 役	西 澤 隆 志	開発技術本部副本部長兼開発 1 部長、知的財産権担当

10. 2025年3月31日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山 岸 裕 司	海外営業本部長
執 行 役 員	内 田 徹	DX推進プロジェクト室長、東京エンジニアリングセンター長
執 行 役 員	一 柳 禎 志	生産本部副本部長、生産改革担当
執 行 役 員	安孫子 正 美	経営戦略部長
執 行 役 員	齋 藤 利 男	生産本部生産管理部長
執 行 役 員	工 藤 肇	生産本部副本部長兼生産技術部長
執 行 役 員	小山田 明 美	管理本部人事部長
執 行 役 員	榊 原 昭 仁	国内営業本部副本部長兼西日本営業部長
執 行 役 員	藤 田 周 司	国内営業本部副本部長兼東京営業部長

11. 2025年4月1日付で、執行役員の担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	内 田 徹	DX推進プロジェクト室長
執 行 役 員	小山田 明 美	管理本部副本部長兼人事部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに連結子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しています。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補填されないなどの一定の免責事由があります。また、2025年11月の更改時においても同内容での更改を予定しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社では、役員報酬の決定プロセスの透明性を高め、コーポレートガバナンス機能の強化を図るため、独立社外取締役を委員長とする取締役会の任意の諮問委員会として「役員人事・報酬諮問委員会」を設置しています。取締役の報酬等の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等に関する事項については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会で決定しています。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、次のとおり「取締役の報酬等の決定方針」を決議しています。

取締役の報酬等の決定方針

1. 基本方針

取締役の報酬は、株主価値との連動性を高め、経営責任の明確化と中長期的な企業価値の向上に資することを基本方針とする。具体的には、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役は、その独立性を確保するため、固定報酬のみを支払うものとする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の固定報酬は、役位に応じて決定される。

3. 業績連動報酬の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、年次業績や当社の事業環境を総合的に勘案し、役位別に定められた係数を乗じて算定し、毎年6月に支給する。

業績連動報酬の総額は、当社は、より高い経営効率を目指すため売上高営業利益率を経営指標としていることから、連結営業利益（業績連動報酬控除前）に3%を乗じた金額を超えない金額とする。

4. 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や同業界に属する企業をベンチマークとして、役付取締役については業績連動報酬のウエイトが高まる構成とする。

5. 譲渡制限付株式報酬の内容に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。

本制度は、事前交付型の譲渡制限付株式として、役位に応じて決定される数の当社普通株式が毎年一定の時期に交付され、各取締役の退任時に譲渡制限が解除されるものとする。

6. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額、業績連動報酬の評価配分及び譲渡制限付株式報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとする。

以上

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第74回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）と決議しています。なお、取締役の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与相当額は含まないものとしています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役2名）です。また、上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、2023年6月27日開催の第79回定時株主総会において、年額60百万円以内（年60,000株以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第74回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員人事・報酬諮問委員会の答申を基に、取締役会の決議により各取締役の固定報酬の額、業績連動報酬の評価配分及び譲渡制限付株式報酬の額の算定の委任を受けた代表取締役社長 高橋俊夫が決定しています。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境を最も熟知し、総合的に評価配分を行うことができると判断したためです。

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、役員人事・報酬諮問委員会が原案につき「取締役の報酬等の決定方針」との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 取締役及び監査役の報酬の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	219百万円 (13百万円)	163百万円 (13百万円)	31百万円 (一)	25百万円 (一)	11名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	35百万円 (22百万円)	35百万円 (22百万円)	—	—	6名 (4名)
合計 (うち社外役員)	255百万円 (36百万円)	199百万円 (36百万円)	31百万円 (一)	25百万円 (一)	17名 (6名)

- (注) 1. 当事業年度中に在任した取締役のうち、2名は無報酬であり、上記の支給人員には含めていません。また、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役2名については報酬を支払っているため、上記の支給人員に含めています。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含）43百万円は含まれていません。
3. 当社は、業績連動報酬を支給しています。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であり、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、「4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。なお、当事業年度の連結営業利益の目標は1,540百万円で、実績は1,338百万円です。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における業績連動報酬の支給予定額31百万円が含まれています。（支給対象取締役7名。当事業年度末時点の取締役12名のうち、取締役3名（うち無報酬の取締役2名）及び社外取締役2名を除く。）
5. 当社は、非金銭報酬として譲渡制限付株式（RS）を交付しています。当該株式の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員等に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役吾妻望氏は、東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士、早稲田大学法学大学院客員教授及び東日本信用漁業協同組合連合会監事を兼務しており、社外監査役渡部博氏は、公認会計士渡部博事務所所長を兼務しています。なお、当社と東京八丁堀法律事務所、当社と早稲田大学、当社と東日本信用漁業協同組合連合会、当社と公認会計士渡部博事務所との間にはそれぞれ特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	吾 妻 望	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席し、弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、当社経営に対し有益な意見を述べています。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長を務め、役員人事・報酬の決定プロセスにおける業務執行の適切な評価等を通じ、経営の監督を行っています。
取 締 役	五十嵐 仁 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席し、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当社経営に対し有益な意見を述べています。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員を務め、役員人事・報酬の決定プロセスにおける業務執行の適切な評価等を通じ、経営の監督を行っています。
常 勤 監 査 役	井 上 賢 治	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席、監査役会13回のうち全回に出席し、独立した客観的な立場で当社経営に対し有益な意見を述べています。
監 査 役	渡 部 博	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席、監査役会13回のうち全回に出席し、公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場で当社経営に対し有益な意見を述べています。
監 査 役	宇佐美 真	昨年6月に監査役に就任した後に開催された取締役会10回のうち全回に出席、監査役会10回のうち全回に出席し、独立した客観的な立場で当社経営に対し有益な意見を述べています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に定める同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の決議内容の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款等を遵守し、経営理念に基づいた行動を取るよう、「企業行動憲章・行動規範」及び「コンプライアンス管理規程」を制定しております。
- ② 社長の下にコンプライアンス管理責任者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人の教育等を行っております。
- ③ 「内部通報取扱要領」に基づき、当社グループの取締役及び使用人の法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する内部通報制度を整備し、コンプライアンス管理責任者、社外窓口への直接通報を可能にしております。
- ④ 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役の職務の執行に法令・定款違反行為またはそのおそれがあると認めたときは、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」及びその細則として「文書取扱要領」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスク管理体制を体系的に構築しております。
- ② 特定の取締役を、当社グループのリスク管理体制に関する統括責任者であるコンプライアンス管理責任者として指名し、コンプライアンス管理責任者の下に、各リスクに関する担当部門または子会社を特定し、当該部門の部長または子会社の社長を当該リスクの管理責任者としております。
- ③ 当社グループは、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営執行の方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。
- ② 取締役会の機能の強化・経営効率向上のため、経営会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議、決定しております。
- ③ 当社グループの年度経営計画を策定し、具体的な施策を講じるための体制を整備しております。
- ④ 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、各部門・職制の責任体制を明確にしております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、管理本部長を関係会社の主管責任者として、子会社の総括的な管理を行っております。
- ② 「内部統制管理要領」に基づき、監査室が当社グループの内部統制システムの有効性を監査する体制を整備しております。
- ③ 子会社の役員に当社の役員または使用人を派遣し、取締役会への出席を通して事業の状況を定期的に監督しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととしております。現在、監査役の業務補助のためのスタッフはおりません。当該スタッフを設置した場合の独立性については「監査役監査基準」に定めております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの監査役相互の情報交換に基づく連携体制を確立し、また当社監査役による当社グループの取締役、使用人との意思疎通、情報収集及び監査を可能とする環境の整備に努めております。
- ② 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者は、下記の事項について当社監査役に報告することとしております。
 - a. 会社の事業または業績に影響を与えるおそれのある事実
 - b. 職務執行に関する不正行為、法令・定款違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - c. 内部通報の内容
 - d. 関係当局の検査及び外部監査の結果
 - e. 関係当局から受けた行政処分等
 - f. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定及び改定
 - g. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等
 - h. その他会社経営上の重要な事項
- ③ 「内部通報取扱要領」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行った場合、当該報告を行ったことによる不利益な取り扱いを行わないこととしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の重要な意思決定及び業務の執行状況把握のため、取締役会、経営会議その他の主要な会議に出席し、必要に応じて詳細な報告を求めることができることとしております。
- ② 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとしております。
- ③ 社長は、監査役と定期的に意見交換会を開催しております。また取締役は、監査役が監査室との連携、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるよう必要な措置を講じております。

- ④ 取締役は、監査役が当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け情報・意見の交換を行うための必要な措置を講じております。
- ⑤ 監査役の職務の執行について生ずる費用は、あらかじめ予算を計上することとし、監査役がその職務の執行について生じた費用の償還を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要ないと判断される場合を除き、速やかに当該費用を処理しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社の企業行動憲章・行動規範に「反社会的勢力及び団体には、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断します。」との条項を定めております。
- ② 反社会的勢力の排除体制として、「反社会的勢力排除対応規程」を制定しております。

上記体制の運用状況

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ① コンプライアンス・ガイドライン（企業行動憲章・行動規範ガイドブック）を作成し、当社グループの全ての取締役及び使用人に配付して周知徹底を図っています。
- ② コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、当社グループのコンプライアンスに関する研修計画及び取り組み状況の報告を行っています。
- ③ eラーニングの実施や社内報等での継続的な啓蒙により、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。
- ④ 内部通報を受け付けたときは、コンプライアンス管理責任者、社外窓口が協議の上、対応方針を決定し直ちに調査を開始、必要に応じて関係部門へ是正措置及び再発防止策を勧告するなどしてコンプライアンスの徹底を図っています。
- ⑤ 取引先が反社会的勢力と関係がないことの調査を当社グループで毎年実施するとともに、契約書全般に反社会的勢力排除に関する条項を定め、その排除を徹底しています。

(2) 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取り組み

- ① 取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に定められた経営に関する重要事項等について意思決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けることなどにより経営監督を行っています。当事業年度は12回開催しました。

- ② 取締役会において審議される事項については、取締役会への上程前に経営会議に付議し、役付取締役と社長が指名した取締役及び執行役員との協議を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性の確保に努めています。
- ③ 取締役は、各本部・部門・子会社の業務執行の計画を精査し、月次の進捗状況について報告を受け、課題を指摘し具体的な施策を講じています。

(3) リスク管理に関する取り組み

- ① 当社グループのリスクマップを作成し、モニタリングを実施し毎年更新しています。
- ② 各リスクに関する担当部門及び子会社は、「リスク管理規程」に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、定期的にリスク管理の状況をコンプライアンス管理責任者に報告しています。
- ③ コンプライアンス管理責任者は、リスク管理方針を策定し、当社グループのリスク管理に関する活動内容を、コンプライアンス委員会、取締役会及び監査役会に報告しています。
- ④ 有事のリスク管理については、コンプライアンス管理責任者がリスクの発生について報告を受けた場合に有事体制を確立する仕組みを構築し、適切に運用しています。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に関する取り組み

- ① 子会社担当取締役は、各子会社から年度計画に対する定期的な進捗報告及び月例業務報告を受け取り、総括的な管理を行っています。
- ② 監査室は、監査計画に基づき各部門及び子会社に対して業務監査を実施し、その結果を社長並びに被監査部門及び関係部門の責任者へ報告し、業務の適正化に努めています。
- ③ 当社の全ての子会社に、当社の役員または使用人を役員として派遣し、事業の状況を監督しています。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

- ① 監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、幅広く協議し積極的な助言を行っており、当事業年度は13回開催しました。
- ② 常勤監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視しています。

- ③ 常勤監査役 2 名が、情報収集及び取締役との意見交換を常時行い、他の監査役へ報告しています。
- ④ 監査役から稟議書その他業務執行に関する重要な文書に関し説明を求められた取締役または使用人は、要請に基づき情報や資料を適宜提供しています。
- ⑤ 監査役会は、全ての取締役に対し「取締役職務執行確認書」の提出を求め、法令・定款の遵守状況を確認しています。
- ⑥ 会計監査人から監査役に対し、職務の遂行状況、監査体制、監査結果についての報告及び意見交換を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,750	流 動 負 債	3,312
現 金 及 び 預 金	5,058	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	664
受 取 手 形	664	電 子 記 録 債 務	413
電 子 記 録 債 権	2,447	短 期 借 入 金	374
売 掛 金	3,639	リ ー ス 債 務	52
契 約 資 産	458	未 払 金	739
棚 卸 資 産	4,905	未 払 法 人 税 等	315
そ の 他	576	未 払 消 費 税 等	44
固 定 資 産	10,903	契 約 負 債	143
有形固定資産	7,352	賞 与 引 当 金	321
建 物 及 び 構 築 物	4,633	役 員 賞 与 引 当 金	50
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	374	そ の 他	192
工 具 器 具 備 品	406	固 定 負 債	3,421
土 地	1,798	長 期 借 入 金	683
リ ー ス 資 産	126	リ ー ス 債 務	91
建 設 仮 勘 定	12	長 期 未 払 金	67
無形固定資産	289	預 り 保 証 金	368
ソ フ ト ウ エ ア	213	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,083
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	64	資 産 除 去 債 務	126
そ の 他	12	負 債 合 計	6,733
投資その他の資産	3,260	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	2,508	株 主 資 本	20,558
退 職 給 付 に 係 る 資 産	39	資 本 金	1,842
繰 延 税 金 資 産	256	資 本 剰 余 金	1,314
そ の 他	456	利 益 剰 余 金	17,466
貸 倒 引 当 金	△0	自 己 株 式	△64
		その他の包括利益累計額	1,361
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,407
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△45
		純 資 産 合 計	21,919
資 産 合 計	28,653	負 債 純 資 産 合 計	28,653

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,058
売上原価		11,755
売上総利益		6,303
販売費及び一般管理費		4,965
営業利益		1,338
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	75	
保険解約返戻金	12	
持分法による投資利益	9	
受取補償金	19	
その他	34	151
営業外費用		
支払利息	12	
債権売却損	0	
為替差損	1	
その他	1	15
経常利益		1,474
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	427	428
特別損失		
固定資産除却損	6	
減損損失	46	
訴訟関連損失	220	272
税金等調整前当期純利益		1,629
法人税、住民税及び事業税	535	
法人税等調整額	△19	515
当期純利益		1,113
親会社株主に帰属する当期純利益		1,113

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,333	流動負債	3,091
現金及び預金	4,871	支払手形	11
受取手形	658	電子記録債権	252
電子記録債権	2,375	買掛金	1,251
売掛資産	3,491	短期借入金	190
契約資産	457	一年以内返済予定の長期借入金	184
商製	221	リース債権	52
半製品	122	未払金	406
材製品	833	未払費用	77
仕掛品	864	未払法人税等	213
前渡金	1,486	契約負債	139
前払費用	3	賞与引当金	217
未収入金	157	役員賞与引当金	31
その他の金	467	設備関係支払手形	2
	323	設備関係電子記録債権	24
固定資産	10,365	その他の負債	36
有形固定資産	6,967	固定負債	2,926
建物	4,315	長期借入金	683
構築物	213	リース債権	91
機械装置	310	長期未払金	31
車両運搬具	14	預り保証金	368
工具器具備品	353	退職給付引当金	1,633
土地	1,620	資産除去債務	119
リース資産	126	負債合計	6,017
建設仮勘定	12	純資産の部	
無形固定資産	263	株主資本	19,274
ソフトウェア	204	資本金	1,842
ソフトウェア仮勘定	48	資本剰余金	1,314
施設利用権	9	資本準備金	1,297
投資その他の資産	3,134	その他の資本剰余金	16
投資有価証券	2,262	利益剰余金	16,182
関係会社株	234	利益準備金	171
関係会社長期貸付金	106	その他の利益剰余金	16,011
破産更生債権等	0	配当準備積立金	28
前払年金費用	69	役員退職積立金	1
繰延税金資産	21	海外開拓準備金	37
その他の金	439	固定資産圧縮積立金	227
貸倒引当金	△0	別途積立金	1,024
		繰越利益剰余金	14,693
		自己株式	△64
		評価・換算差額等	1,407
		その他有価証券評価差額金	1,407
		純資産合計	20,681
資産合計	26,699	負債純資産合計	26,699

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			17,178
売上原価			12,571
売上総利益			4,606
販売費及び一般管理費			3,680
営業利益			926
営業外収益			
受取利息	6		
受取配当金	199		
貸与施設賃料	27		
その他	43		
営業外費用			277
支払利息	12		
債権売却損	0		
貸与施設賃料費用	29		
為替差損	1		
その他	1		
経常利益			44
特別利益			1,159
固定資産売却益	0		
投資有価証券売却益	427		
特別損失			428
固定資産除却損失	6		
減損損失	45		
税引前当期純利益			51
法人税、住民税及び事業税	375		
法人税等調整額	6		
当期純利益			1,535
			382
			1,153

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

東亜ディーケーケー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜ディーケーケー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

東亜ディーケーケー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜ディーケーケー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第８１期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

東亜ディーケーケー株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 賢 治 ㊞

常勤監査役 代見 敬一郎 ㊞

監査役 渡部 博 ㊞

監査役 宇佐美 真 ㊞

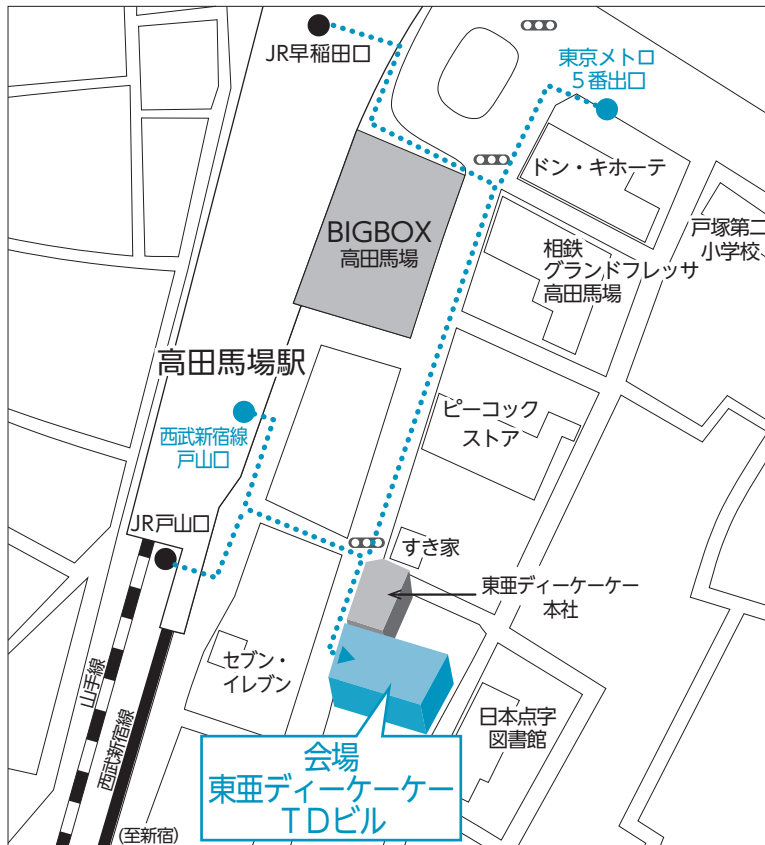
(注) 常勤監査役 井上賢治、監査役 渡部博及び監査役 宇佐美真は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所 TDビル 10階 東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号 電話 03-3202-0211



交通のご案内

JR山手線	高田馬場駅	戸山口より	徒歩約3分
西武新宿線	高田馬場駅	戸山口より	徒歩約3分
東京メトロ東西線	高田馬場駅	5番出口より	徒歩約5分

東亜ディーケーケー株式会社

〒169-8648 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号



第81回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

1. 連結株主資本等変動計算書・・・ 1
2. 連結計算書類の連結注記表・・・ 2
3. 株主資本等変動計算書・・・ 16
4. 計算書類の個別注記表・・・ 17

東亜ディーケーケー株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,842	1,305	16,767	△91	19,823
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△414		△414
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,113		1,113
自 己 株 式 の 処 分		8		26	35
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	8	699	26	734
当 期 末 残 高	1,842	1,314	17,466	△64	20,558

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	2,583	△38	2,545	22,369
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			－	△414
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			－	1,113
自 己 株 式 の 処 分			－	35
自 己 株 式 の 取 得			－	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,176	△7	△1,184	△1,184
当 期 変 動 額 合 計	△1,176	△7	△1,184	△449
当 期 末 残 高	1,407	△45	1,361	21,919

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

山形東亜ＤＫＫ株式会社

岩手東亜ＤＫＫ株式会社

バイオニクス機器株式会社

東亜ＤＫＫサービス株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

株式会社ディーケーケーサービス茨城

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社デイケイケイサービス関西

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

① 非連結子会社

株式会社ディーケーケーサービス茨城

② 関連会社

株式会社ダイケイサービス北海道

計測システム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品・半製品・仕掛品……………主として個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・材料……………主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、不動産賃貸業用建物等及び1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具器具備品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として日本その他の地域の顧客に対して、環境・プロセス分析機器、科学分析機器、医療関連機器及び産業用ガス検知警報器等の製品及びそれらの補用品類（電極、標準液及び部品等）の販売並びに試運転、修理及び点検等のサービスの提供を行っています。

当事業における製品及び補用品類の販売については、製品等の引渡時点で、顧客は製品等に対する支配を獲得し、当社グループは履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。ただし、国内における製品等の販売については、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品等の出荷時点で収益を認識しています。なお、環境・プロセス分析機器、医療関連機器及び産業用ガス検知警報器分野において、顧客との契約で当社グループが製品の販売に加えて試運転サービスを実施する義務を負うもののうち一部については、製品の販売と試運転サービスの提供を単一の履行義務として識別しており、製品の試運転サービスの提供が完了した時点で、顧客は製品及びサービスに対する支配を獲得すると判断し、製品の販売とサービスの提供にかかる収益を併せて認識しています。

また、製品の試運転、修理、点検その他のサービスの提供については、長期間にわたり実施するものではなく、数日程度で完了するものであり、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないため、サービスの提供が完了した時点で、顧客は支配を獲得し、当社グループは履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。

③ 譲渡制限付株式報酬に係る会計処理

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

土地	212百万円
建物及び構築物	1,386百万円
その他	2百万円
合計	1,601百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	190百万円
一年以内返済予定の長期借入金	184百万円
長期借入金	683百万円
合計	1,058百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,184百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
普通株式	19,880,620	－	－	19,880,620

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	414	21	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	435	22	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に計測機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、一部製品等の輸出に伴う外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、5ヶ月以内に支払期日が到来するものです。

また、一部原材料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、金利変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、為替予約であり、価格変動によるリスクを有しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従い、営業債権について、営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の規定に準じて同様の管理を行っています。

デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんど発生しないと認識しています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、デリバティブ取引について、各社において取締役会で承認された取引の適正な実行及びリスク管理を目的とした基本方針に基づき、経理部門が関係する規定に従い適正な社内手続きを経て実行しています。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各社において経理部門が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません（(注1)を参照ください）。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」並びに「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	2,262	2,262	－
資産計	2,262	2,262	－
(1) 長期借入金	683	675	△7
負債計	683	675	△7
デリバティブ取引（＊）	(1)	(1)	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しています。

（注１） 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	246

上記については、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

（注２） 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
受取手形	664	－	－	－
電子記録債権	2,447	－	－	－
売掛金	3,639	－	－	－
合計	6,751	－	－	－

（注３） 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	374	－	－	－	－
長期借入金	－	219	186	186	91
合計	374	219	186	186	91

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価进行分类しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,262	—	—	2,262
資産計	2,262	—	—	2,262
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(1)	—	(1)
負債計	—	(1)	—	(1)

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	675	－	675
負債合計	－	675	－	675

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式については、活発な市場における相場価格を用いて評価しており、レベル 1 の時価に分類しています。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都、埼玉県において賃貸オフィスビルや賃貸土地を有しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,444	3,501

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額です。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	計測機器事業	不動産賃貸事業	計	
(主要な財又はサービス)				
環境・プロセス分析機器	6,158	—	6,158	6,158
科学分析機器	1,181	—	1,181	1,181
医療関連機器	759	—	759	759
産業用ガス検知警報器	289	—	289	289
電極・標準液	3,053	—	3,053	3,053
保守・修理	3,013	—	3,013	3,013
部品・その他	3,360	—	3,360	3,360
顧客との契約から生じる収益	17,816	—	17,816	17,816
(主たる地域市場)				
日本	15,454	—	15,454	15,454
中国	963	—	963	963
韓国	313	—	313	313
台湾	547	—	547	547
その他アジア	394	—	394	394
その他	142	—	142	142
顧客との契約から生じる収益	17,816	—	17,816	17,816
(収益認識の時期)				
一時点で移転される財又はサービス	17,816	—	17,816	17,816
顧客との契約から生じる収益	17,816	—	17,816	17,816
その他の収益 (注)	—	242	242	242
外部顧客への売上高	17,816	242	18,058	18,058

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸料収入等です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項② 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

なお、これらの製品等又はサービスの提供に係る対価は履行義務の充足時点から通常1年以内に支払いを受けており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。値引き及び販売手数料等の顧客に支払われる対価は、取引価格から減額しています。値引きの履行義務への配分については、市場の状況、当社グループ固有の要因及び顧客に関する情報等を加味して決定された価格に基づいて、1つ又は複数の履行義務に対して行っています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に、顧客との契約の中で当社グループが試運転の義務を負う製品のうち、出荷時点で収益を認識しているものの、当該製品の試運転が完了していないため、当期末時点では当該製品の対価に対する当社グループの権利が無条件ではないものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは主に当社グループによる試運転が完了し、顧客に対する請求行為が完了した時点です。当該財又はサービスの提供に対する対価は、顧客ごとの支払条件に従い、通常1年以内に受領しています。当連結会計年度における契約資産の増減は、主に収益の認識（契約資産の増加）と、顧客に対する請求（同、減少）により生じたものです。

契約負債は、製品の販売及びサービスの提供に対する前受金に係るものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度における契約負債の増減は、主に前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益の認識（同、減少）により生じたものです。

期首の契約負債残高に含まれていた額のうち収益を認識した金額は、当連結会計年度において37百万円です。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	金額
1年以内	2,805
1年超2年以内	145
2年超3年以内	61
3年超4年以内	2
4年超5年以内	1
5年超6年以内	11
6年超7年以内	6
7年超8年以内	0
合計	3,035

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,108円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 56円36銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						配当準備積立金	役員退職積立金	海外開拓準備金
当 期 首 残 高	1,842	1,297	7	1,305	171	28	1	37
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				－				
固定資産圧縮積立金の取崩				－				
当 期 純 利 益				－				
自己株式の処分			8	8				
自己株式の取得				－				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	8	8	－	－	－	－
当 期 末 残 高	1,842	1,297	16	1,314	171	28	1	37

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等	純 資 産 計 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計				
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	240	1,024	13,941	15,443	△91	18,500	2,583	21,083
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△414	△414		△414		△414
固定資産圧縮積立金の取崩	△12		12	－		－		－
当 期 純 利 益			1,153	1,153		1,153		1,153
自己株式の処分				－	26	35		35
自己株式の取得				－	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－		－	△1,176	△1,176
当 期 変 動 額 合 計	△12	－	751	738	26	774	△1,176	△401
当 期 末 残 高	227	1,024	14,693	16,182	△64	19,274	1,407	20,681

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

① 製品・半製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 商品・材料……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、不動産賃貸業用建物等及び1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び車両運搬具 4年～12年

工具器具備品 2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として日本その他の地域の顧客に対して、環境・プロセス分析機器、科学分析機器及び医療関連機器等の製品及びそれらの補用品類（電極、標準液及び部品等）の販売並びに試運転、修理及び点検等のサービスの提供を行っています。

当事業における製品及び補用品類の販売については、製品等の引渡時点で、顧客は製品等に対する支配を獲得し、当社は履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。ただし、国内における製品等の販売については、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、製品等の出荷時点で収益を認識しています。なお、環境・プロセス分析機器及び医療関連機器分野において、顧客との契約で当社が製品の販売に加えて試運転サービスを実施する義務を負うもののうち一部については、製品の販売と試運転サービスの提供を単一の履行義務として識別しており、製品の試運転サービスの提供が完了した時点で、顧客は製品及びサービスに対する支配を獲得すると判断し、製品の販売とサービスの提供にかかる収益を併せて認識しています。

また、製品の試運転、修理、点検その他のサービスの提供については、長期間にわたり実施するものではなく、数日程度で完了するものであり、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないため、サービスの提供が完了した時点で、顧客は支配を獲得し、当社は履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 譲渡制限付株式報酬に係る会計処理

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産 担保資産の内容及びその金額

土地	212百万円
建物	1,203百万円
構築物	182百万円
その他	2百万円
合計	1,601百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	190百万円
一年以内返済予定の長期借入金	184百万円
長期借入金	683百万円
合計	1,058百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,492百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

566百万円

短期金銭債権

459百万円

長期金銭債権

106百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債務

840百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高	402百万円
仕入高	6,070百万円
材料有償支給	501百万円
業務委託費等	24百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	161百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	143,503	68	41,955	101,616

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加	68株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	41,955株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	66百万円
退職給付引当金	513百万円
投資有価証券評価損	3百万円
長期未払金	20百万円
資産除去債務	37百万円
その他	97百万円
繰延税金資産小計	739百万円
評価性引当額	△12百万円
繰延税金資産合計	726百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△103百万円
その他有価証券評価差額金	△574百万円
その他	△26百万円
繰延税金負債合計	△704百万円

繰延税金資産の純額 (△は負債)	21百万円
------------------	-------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
山形東亜D K K 株 式 会 社	所有 直接 100%	当社製品の製造委託	製品の購入	3,555	買掛金	342
		資金の貸付	資金の貸付	230	短期貸付金 (その他の 流動資産)	230
			貸付金の回収	350		
			利息の受取	3	前受収益 (その他の 流動負債)	0
東 亜 D K K サービス株式会社	所有 直接 100%	計測機器の保守・サービス業務の委託	保守・サービスの外注	1,929	買掛金	432

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 山形東亜D K K株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しています。
2. 製品の購入及び保守・サービスの外注については、総原価を勘案して、毎期価格交渉の上、決定しています。

兄弟会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
HACH WATER QUALITY ANALYTICAL INSTRUMENTS	—	当社製品の販売	製品の販売	691	売掛金	190

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. その他の関係会社の親会社であるベラルト社の100%子会社です。
2. 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しています。
3. 上記取引金額は海外取引のため消費税は含まれていません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一です。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,045円63銭
2. 1株当たり当期純利益	58円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。